

船舶事故調査報告書

令和7年11月19日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和6年11月19日 13時00分頃
発生場所	島根県隱岐の島町代港北北東方沖 隱岐福浦埼灯台から真方位045° 1.7海里（M）付近 (概位 北緯36° 18.5' 東経133° 12.4')
事故の概要	漁船HAMMER HEADは、漂泊中、波を受けて転覆した。
事故調査の経過	令和7年3月27日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 HAMMER HEAD、0.9トン
船舶番号、船舶所有者等	S N 3-15966（漁船登録番号）、個人所有 第272-16219号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 3~4、視界 良好 海象：波高 約2.0~3.0m、潮汐 上げ潮の初期 隱岐の島町には、11月17日12時31分に波浪注意報が発表され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、一本釣り漁の目的で、代港を出港した。</p> <p>船長は、波浪注意報が発表されていることは知っていたが、前日よりも風が弱く、風向も北東に変わって風の影響が少なくなり、海上模様を見たところ、波高も約1.0~1.5mであったので、経験から出漁できると判断した。</p> <p>船長は、本船が隱岐の島町尾白鼻沖の漁場（以下「本件漁場」という。）に到着した後、漁を開始した。</p> <p>本件漁場は、尾白鼻北西方100m付近の水深が約5mで、高い波が発生しやすい海域であったが、船長は、副業として漁をしていた程度なので、漁の経験が浅く、そのことを知らなかった。</p> <p>船長は、波が北北西方から来ていたので、適宜、船外機を使用して船首を波が来る方向に向けて漂泊しながら漁を行っていた。</p> <p>船長は、竿の仕掛けに魚が掛かっていたので、竿先の釣り糸に注意を向けていたところ、船首が波に押されて西方に向き、右舷方から波高約2.0~3.0mの高い波（以下「本件高波」という。）が至近に迫ってくるのを認めた。</p> <p>船長は、船首を本件高波が来る右舷方に向けようとして後進とし、</p>

	<p>船首を北西方に向けた際、右舷船首方に本件高波を受けることとなり、本船は左舷側に転覆した。</p> <p>船長は、泳いで陸岸に辿り着き、親戚の家から電話で本事故の発生を海上保安庁に通報した。</p> <p>本船は、船長が依頼した業者の船によってえい航され、代港に帰港した。</p> <p>船長が所属する漁業協同組合では、出漁の可否判断は各漁船の船長に任されており、本事故当日、他の漁船は出漁していなかった。</p> <p>船長は、本件漁場が高い波が発生しやすい海域であることを本事故後に他の漁師から聞いて知った。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長の携帯電話は、本事故当時、操縦ハンドルのステアリングコンソールの上に置かれていたので、本船が転覆した際、海中に落下した。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
分析	<p>本船は、高い波が発生しやすい本件漁場で漂泊しながら漁を行ったことから、本件高波を右舷船首に受けて左舷側に転覆したものと考えられる。</p> <p>船長は、本件漁場が高い波が発生しやすい海域であることを知らなかっことから、波浪注意報が発表され、他の漁船が出漁しない状況において、出漁して本件漁場で漁を行ったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、波浪注意報が発表中、本船が、高い波が発生しやすい本件漁場で漂泊しながら漁を行ったため、本件高波を右舷船首に受けて左舷側に転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型漁船の船長は、波浪注意報が発表される等の状況においては、自船の性能をよく理解した上で最新の気象予報に基づき、他の漁船の船長からも出漁の可否等の情報を入手して出漁の可否を慎重に判断すること。 ・ 小型漁船の船長は、高い波が発生しやすいなどの漁場の特性を把握した上で危険な海象が予想される場合には出漁しないこと。 ・ 小型船舶の船長は、常時、携帯電話を防水パックに入れて所持しておくこと。

付図1 事故発生場所概略図

